

静岡産業大学帰国生徒選抜規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第45条（帰国生徒）第2項の規定に基づき、保護者の海外在住等により、外国における正規の学校教育を受けた後、本学への入学を希望する者の選考について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 出願を希望する者は、日本国籍を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 海外において、外国の教育課程に基づく高等学校に2年以上継続して在籍し、通常12年の学校教育課程を翌年3月までに卒業見込みの者または卒業した者。ただし、卒業した者については、入学時まで卒業後の経過年数が2年未満であること。
- (2) 海外において、外国の12年の学校教育課程を修了した者に準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (3) 中学・高等学校を通じ3年以上継続して、海外において外国の教育課程に基づく教育を受け、帰国後、日本の高等学校に入学し、当該高等学校を翌年3月までに卒業見込みの者。ただし、日本の高等学校における在籍期間が2年未満である者とする。
- (4) 国際バカロレアの資格を取得し、年齢満18才に達した者。ただし、資格取得後の経過年数が2年未満である者とする。

(出願書類)

第3条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 帰国生徒身上書
- (3) 最終学校の成績証明書及び卒業（見込）証明書
- (4) 前条第4号に該当する者については、国際バカロレア資格証書の写し及び最終試験科目の成績証明書
- (5) 統一試験成績証明書等（統一試験を受けた者は、その試験につき成績評価証明書が発行される場合には、その証明書を提出すること。）
- (6) その他学長が指定する書類

(選抜方法)

第4条 入学者の選抜は、小論文、面接及び書類等により行い、一般の入学試験受験者と区別して合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の選抜結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(補 則)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は、学長が各学部教授会及び大学協議会の議決を経て定める。

附 則

この規程は、平成5年12月21日（文部大臣認可の日）から施行する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。